



23環車計第450号

平成24年3月9日

静岡県 環境担当部 (局) 長 様

東京都環境局長 大野 輝之



「東京都適合車標章」の交付業務の終了について

平素より東京都の自動車環境事業への御理解御協力をいただきありがとうございます。

また、貴庁におかれましては、「東京都適合車標章」の貼付された自動車の普及に多大な御協力をいただき、重ねて感謝申し上げます。

このたび、平成24年3月30日受付分をもって「東京都適合車標章」の交付業務を終了することといたしましたのでお知らせいたします。

なお、既に貼付されている「東京都適合車標章」につきましては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）のディーゼル車規制の適合車であること、又は環境対策に積極的である企業であることを示す証としての効果は継続します。

つきましては、貴管内の区市町村、関係団体、事業者及び住民等に対する本件交付業務の終了の周知等に御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

「東京都適合車標章」の交付業務を終了にかかる案内を同封いたしますので御参照ください。

東京都環境局自動車公害対策部計画課計画係 小原・東川

電話（代表） 03-5321-1111





東京都適合車ステッカーを貼付していただいた

自動車をお持ちの方へ

東京都環境局から「東京都適合車ステッカー交付業務終了」のお知らせです

東京都適合車ステッカーの交付事務窓口は、平成24年3月30日（金）をもって、終了とさせていただきます。

● 貼付への御協力ありがとうございました

- ▶ 平成21年3月、東京都は、環境確保条例(※1)にて、環境負荷の大きな自動車の利用抑制の努力義務を制定し、都民・事業者の方々に対して、物品の輸送などを委託する際に、環境負荷の大きな自動車を利用しないようお願いをしたところです。
- ▶ 皆様におかれましては、いち早く「東京都適合車ステッカー」を申請し、お使いの自動車に貼付して頂きました。その結果、自動車の性能の識別が容易となり、多くの環境性能の良い自動車を使用されるようになり、東京の大気環境も順調に改善しています。本当にありがとうございました。

※1 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年 東京都条例 第215号）

● 平成24年3月30日受付分をもって、交付業務を終了します

- ▶ この約3年間、皆様の御協力により東京都適合車ステッカーの貼付が進み、都民の皆様が環境負荷の大きな自動車を利用しないための環境が整いました。
- ▶ 加えて、制度の制定当時と異なり、国の排気ガス規制が全面施行され、どの新車も「優(☆☆)」適合車相当の自動車となったばかりか、九都県市が環境への負荷が少ない自動車として共同で指定する低公害車も1,500型式を超えました。

これらを背景に、再交付を含め現在の東京都適合車ステッカー交付業務を終了させていただきます。

● 貼付ステッカーの効果は有効です

- ▶ 自動車に貼付された東京都適合車ステッカーについて、条例適合車であり、環境行政への協力など環境対策に積極的である企業であることを示す証としての効果は変わりません。

東京都は、荷主等の事業者に対し、東京都適合車ステッカー交付業務終了を案内するとともに、引き続き、環境確保条例に基づき、環境負荷の大きな自動車の利用抑制（すなわち東京都適合車ステッカー貼付相当車の使用）を働きかけていきます。

【お問い合わせ先】

東京都適合車ステッカー窓口 03-6302-8080（平成24年3月30日まで）

東京都環境局 自動車公害対策部 03-5388-3531